か な

カ

っ の で、

まざまな相談窓口

【高齢者生活支援センター】

高齢者の総合相談窓口として、小学校区または中学校区に 高齢者生活支援センターを設置しています。介護保険に関す ること、介護予防・生きがいに関すること、一人暮らしに関す ること、地域の社会資源に関すること、認知症・虐待等の権利 擁護相談など、気軽に、ご相談ください。



で

や

健

	■東山手高齢者生活支援センター〈和風園内〉	《朝日ケ丘
	☎ 32-7552/ ᠓ 32-9512/ 朝日ケ丘町 39-20	•岩園小学校区》
	■西山手高齢者生活支援センター 〈アクティブライフ山芦屋内〉 ☎ 25-7681/ 圏 25-7687/ 山 芦 屋 町 9-18	《山手小学校区》
	■精道高齢者生活支援センター 〈保健福祉センター内〉 ☎34-6711/ 阀31-0674/ 呉川町 14-9	《精道中学校区》
	■潮見高齢者生活支援センター <あしや喜楽苑内> ☎ 34-4165/ - 3714/ 潮見町 31-1	《潮見中学校区》

【権利擁護支援センター(保健福祉センター1階)】☎31-0682/呉川町14-9

■内容 高齢者や障がい者の権利侵害への対応等を行い、弁護士等が相談を受け付けています。 ≪権利擁護総合相談≫※予約制



時 毎週火曜日·午後1時30分~

心

■申し込み 相談日の前日までに上記へ

【福祉センター総合相談窓口 (保健福祉センター1階) 】☎32-7530/呉川町14-9

容 身近な相談コーナーとして、初めに 総合相談員が対応し必要に応じて各 専門相談コーナーにご案内します。

認知症のかたを支援する取り組み

【認知症の人をささえる家族の会「あじさいの会」】

認知症の人をささえる家族がつどい、経験や情報を分かち合いながらお互いを励まし助け 合ってよりよい介護をめざしています。

- 時 毎月第3月曜日 午後1時30分~3時30分
- 保健福祉センター2階 ■会
- ■内 偶数月・交流会 / 奇数月・おしゃべり会

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎32-7539

【認知症サポーター養成講座を開催しませんか?】

社会福祉協議会では、認知症について正しく理解し、地域で 認知症のかたをささえるサポーター養成講座の開催をお手伝 いします。

- 容 自治会・学校・商店街・職場・サークル・ボランティアなどの集まりに講師が出 ■内 向き、認知症についての勉強会を無料で実施。アンケート・ビデオ上映(約15分)も 交え約90分
- ■申し込み 下記へ(開催の会場と会場費は、申し込み者の負担)

問い合わせ 社会福祉協議会 2532-7530



めの健康づくりを目的とし 健康遊具」とは、大人の

使

つ

て

3

ょ

う

!

健

康

遊

具

ツボ押しや、スた公園遊具です。 ことができます。市内三十筋力向上などの運動を行う 押しや、スト

きな時間に、気軽にご活用 3の拠点公園となっており、 岩ケ平公園、 1所の公園に設置していま 親水中央公園は 散歩の途中など好 芦屋中央公 介護予

くださ

ター 具 使い方 役所や高齢者生活支援セン す。 健 い方につ 健 などの窓口に設置し 康 プに掲 康 尿遊具マッ 遊 見の l1 マップ」は市掲載していまては「健康遊 設 置 場 所

多くの健康遊具をご利用



う

介護予防センターは、保健福祉センターの2階に あり、市内に住民票のある65歳以上のかたであれば、 どなたでもご利用いただくことができます(初回に 利用者登録が必要です)。

介護予防センターでは、要介護状態等になるおそ れのある高齢者(すこやか高齢者)を対象とした「すこ やか教室」開所中は自由に利用できるマシントレー ニング、グループエクササイズを実施しています。

「介護予防」だけでなく「健康づくり」友達づくり」 のために是非ご利用ください。



介護予防センター

チェックリスト」が届きましたら、ご返送をお願いします。

※「すこやか高齢者」は、国 が定める「基本チェック リスト」の基準に沿って 選定されます。 **5**300628 要支援・要介護認定を受 たを対象に、本市より郵 送し、回収します。「基本

病院名	住 所	相談窓口	病院名	住 所	相談窓口	
■兵庫県指定			■兵庫県指定			
兵庫医科大学病院	〒663-8501 西宮市武庫川町1-1	☎0798-45-6050	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院	〒669-1592 三田市大原1314番地	☎079-563-2121	
特別医療法人敬愛会大塚病院	〒669-3641 丹波市氷上町絹山513	☎ 0795-82-4874	県立姫路循環器病センター	〒670-0981 姫路市西庄甲520番地	2 079-295-9195	
県立淡路病院	〒656-0013 洲本市下加茂1-6-6	1 0799-22-1200	■神戸市指定			
県立リハビリテーション 西播磨病院	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-7-1	☎ 0791-58-1092	神戸大学医学部附属病院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-2	☎078-382-5111	
公立豊岡病院組合立豊岡病院	〒668-8501 豊岡市戸牧1094	☎ 0796-22-1090				



高年福祉特集号

平成24年 (2012年) 5月1日発行 臨時号

芦屋市役所

231-2121

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ 高年福祉課

2338-2044

介護保険担当(保険料)

要とする状態になっても、可能な限り住

本市も全国的な傾向と同様に超高齢

いう思いは、市民共通の願いです。 みなれた地域で安心して暮らしたい〟と **2**38-2046

高齢者がいつまでもいきいきと本理念(平成24~26年度)

安心して暮らせるまちづくり

介護保険担当(介護認定・給付・予防) ☎38-2024



施策の展開方向

基本目標1

高齢者を

地域で支える 環境づくり

- (1) 高齢者の総合相談体制の充実 (2)地域発信型ネットワークの充実
- (3)高齢者の権利擁護支援の充実
- (4)認知症高齢者への支援体制の
- (5)日常生活支援の充実



基本目標2

社会参加の 促進と高齢者に やすらぎの あるまちづくり

- (1)生きがいづくりの推進
 - ・自主的な活動の促進 生涯学習の推進

 - ・スポーツ活動等の推進 ・生きがい活動支援の充実
- (2)就労支援の充実
- (3)バリアフリーに対応した住宅の
- (4)防犯・防災対策と災害時支援 体制の整備

基本目標3

総合的な 介護予防の推進

- (1) 地域支援事業の推進
- (2)介護保険サービスによる 予防給付

基本目標4

介護サービスの 充実による 安心基盤づくり

- (1)介護給付適正化の推進強化
- (2)要介護認定の適正化の推進
- (3)介護サービス事業者の質の向上 に向けた取り組みと監査体制の確立
- (4)低所得者への配慮
- (5)介護保険サービスによる 介護給付
- (6)地域密着型サービスの充実
- (7)特別給付の実施

「第6次 芦屋すこやか長寿プラン21」を策定

問い合わせ 高年福祉課 四38-2044

供される体制として、地域包括ケア」の のサービスが日常生活の場で適切に提 援が得られるよう、医療と介護・福祉等 目指し、高齢者が生涯学習や就労・趣味 の活動・交流などを通して、地域社会の とするため、元気で活動的な八十五歳を ころでさまざまな相談ができ、一人ひと ^の心身の状態に応じたきめ細かな支 その願いを実現するために、身近なと また、超高齢社会を活力ある長寿社会

互いが助け合う活動、また、防犯・防災活 民が、身近な地域での交流や見守り、お 動などを主体的に進め、心が通い合うだ た生活が送れるまちづくりを目指します。 員としての役割を果たし、いきいきし さらに、高齢者をはじめ、すべての市

認知症高齢者への支援を強化

さらに、保健・医療・福祉の関係機関

るよう支援するとともに、

れもが安心・安全に暮らせるまちづくり

やすらぎのあるまちづくり社会参加の促進と高齢者に

現に向け取り組みます。 きましても、次の目指すべき将来像の実

高齢者を地域で支える環境づくり(基本目標 1)

ます。 地域発信型ネットワークの充実を進め 域のさまざまな社会資源の活用による う高齢者生活支援センターの周知や、地 地域の高齢者への総合的な支援を行

みなれた地域の中で安心して生活でき るよう、見守り体制の整備を進めるとと る状態になった場合でも、可能な限り住 また、高齢者が介護や支援を必要とす

総合的な介護予防の推進《基本目標 3》

介護状態または要支援状態となることが 予防し、活動的な生活を送ることがです ためには、その基盤として、高齢者が 超高齢社会を活力ある長寿社会とす このような考え方により、本計画にお

するためには、高齢者自身が地域社会! 識、技能を生かせる環境が必要です。 おける役割を見い出し、 高齢社会を豊かで活力ある長寿社会よ 地域社会活動・生涯学習 自らの経験や

機会の創出を推進していきます。 極的に社会に参加できるよう自己実現 就労など、高齢者が生きがいを持っては 安心・安全に生活できるよう、関係機関 また、高齢者を犯罪や災害等から守り、

介護サービスを受けることにより、でき

介護が必要な状態になっても、必要な

実が必要です。 が送れるような、サービス提供基盤の充 る限り住みなれた地域や家庭で日常生活

や地域団体等の連携・協力による生活

境の整備や地域づくりを進めます。

の実情に合わせて整備を図り、高齢社会に 在宅生活を支えるためのサービスを、地域 ざまなニー ズに柔軟に対応し、要介護者の ニーズの高い利用者をはじめとしたさま の確立等により、適正かつ質の高い介護保 介護給付や苦情対応体制の充実、監査体制 おける安心の基盤づくりを進めます。 険サー ビスの提供に努めるとともに、医療 そのため、要介護認定の適正化、適切な

有と問題解決にあたり、すばやい対応 支援、サービスを身近に得ることがで との連携を強化し、さまざまな情報の る環境の整備を進めます。

高齢者が自主的に介護予防活動に取り組 むことができる環境が必要です。 そのため、地域における高齢者の状況を

安心基盤づくり

付および地域における介護予防活動の推 進を図ります。 サー ビス提供等の地域支援事業や予防給 介護予防・日常生活支援のための総合的な 切な介護予防ケアマネジメントに基づき、 策を行えるよう、自立の視点に立った、適 的確に把握し、必要な人に効果的な予防対 《基本目標 4》 介護サービスの充実による